

グアム WIC プログラム向けの公正な聴聞の手順

以下の状況で公正な聴聞を要請できます。

- 不公平な方法で WIC プログラムから外されたと思う場合。
- 要求事項に適合していないと言われたが、それは不公平だと思う場合。
- 不適切に発行された特典の払戻金の返済請求書が発行された場合。

公正な聴聞とは何ですか？

- 公正な聴聞では、WIC プログラムから不公平な扱いを受けたと思う理由を述べる機会が与えられます。WIC プログラムの一員ではない審査官に、理由を述べます。この個人が公正な決定を下し、内容をあなたと WIC プログラムに通知します。
- 公正な聴聞の要請は、申請者または加入者に対し、不利な措置の通知が郵送または手渡された日から起算して、60 日以内に行う必要があります。

公正な聴聞の要請方法について教えてください。

- グアム WIC プログラムオフィスに、電話 (671) 475-0295/0296、またはオフィスを訪問して公正聴聞を要請できます。聴聞の要請は、口頭または書面で行うことができます。WIC スタッフが要請をお手伝いして、グアム WIC プログラム公正聴聞フォームを提供し、以下の記入を指導します。

Department of Public Health and Social Services Public Appeals Hearing Office,
Guam WIC Program
15-6100 Mariner Avenue
Barrigada, GU 96913-1601

ご自分で申し立てを書面にすることが難しい場合、WIC スタッフが代理で書面にします。

- 公正聴聞は、要請の日から 3 週間以内に実施するものとします。聴聞の時間と場所は 10 日前までに書面で通知しますが、この通知には、聴聞の手順についての説明が同封されています。
- 友人、家族、または法律顧問を同伴して、ご自身の立場や主張を提示できます。
- 公正聴聞の前に、WIC の必要条件に適合しなかった理由についての WIC スタッフによる説明、または
- WIC プログラムの対象外となることについての説明を、必ず明確に理解しておいてください。
- 証人を同伴すること
- 不当な干渉を受けずに議論を進めること
- 不利な証人に対して反対尋問する機会を含め、何らかの証言や証拠に対して質問または反論を行うこと
- 案件に関連する事実および状況を立証する証拠を提出すること

今までどおり WIC フード特典を受け取れますか？

- 特典の終了に関する書面による通知から 15 日以内に、特典終了について申し立てる参加者は、審査官が結論を下すまで、または認定の有効期限切れまでのいずれか早い方まで、引き続きプログラムの特典を受け取るものとします。これは、最初の認定で特典を拒否した申請者、認定の有効期限が切れている参加者、また確実に特典不適格となった参加者には当てはまりません。最初の認定期間に特典を却下された（または認定が有効期限切れとなった）参加者は、却下または終了についての申し立てを行うことができますが、聴聞の待機間は特典は受け取ることができません。

決定はいつわかりますか？

- 決定および決定についての説明は、公正な聴聞を要請した日から 45 日以内に書面で通知されます。

差別禁止についての声明:

連邦公民権法および米国農務省（USDA）の公民権に関する規制および方針により、当機関は、人種、肌の色、国籍、性別（性自認および性的指向を含む）、障害、年齢、および以前の公民権活動に対する復仇または報復に基づいて差別することを禁止されています。

プログラム情報は、英語以外の言語で提供されることがあります。障害があり、代替手段（例：点字、大活字、録音テープ、アメリカ手話）でのプログラム情報入手が必要な方は、州または地方でプログラムを管理する担当機関、あるいは米国農務省（USDA）の TARGET センター (202) 720-2600（音声および TTY）に連絡するか、連邦リレーサービス (800) 877-8339 を通じて USDA に連絡する必要があります。

プログラムにおける差別を申し立てるには、申立人が、フォーム AD-3027（USDA プログラム差別申し立てフォーム）に記入する必要があります。フォームは以下から入手できます。オンライン：
<https://www.usda.gov/sites/default/files/documents/USDA-OASCR%20P-Complaint-Form-0508-0002-508-11-28-17Fax2Mail.pdf>、電話：USDA オフィス (866) 632-9992、信書：USDA 宛。信書には、申立人の氏名、住所、電話番号、および差別を申し立てる行為についての十分に詳細な書面による説明を含めて、公民権担当次官補（ASCR）に対し、申し立てる公民権侵害の性質と日付を通知する必要があります。記入済みの AD-3027 フォームまたは信書は、以下の方法で USDA に提出する必要があります。

- 郵送:** U.S. Department of Agriculture
Office of the Assistant Secretary for Civil Rights
1400 Independence Avenue, SW
Washington, D.C. 20250-9410
- FAX:** (202) 690-7442
- E メール:** program.intake@usda.gov

当機関は、均等な機会を提供します。